

庄内広域水道企業団建設工事監督技術基準

令和8年4月1日

(目的)

第1条 この技術基準は、庄内広域水道企業団（以下「企業団」という。）が所掌する建設工事の監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基準に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「監督職員」とは、企業団建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第10条に基づき指定された職員をいい、総括監督員、監督員を総称していう。
- (2) 「契約図書」とは、契約約款及び設計図書をいう。
- (3) 「設計図書」とは、仕様書、図面、閲覧設計書等をいう。
- (4) 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書、共通特記仕様書及び各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
- (5) 「共通仕様書」及び「共通特記仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (6) 「特記仕様書」とは、共通仕様書及び共通特記仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事に固有の技術的要求を定める図書をいう。
- (7) 「閲覧設計書」とは、工事の入札のために参加するものに対して、発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。
- (8) 「図面」とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図のもととなる設計計算書等をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあたっては、契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。
- (9) 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
- (10) 「承諾」とは、契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。
- (11) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
- (12) 「提出」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係る書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

- (13) 「提示」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。
- (14) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の状況または結果について書面をもって知らせることをいう。
- (15) 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、又は受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
- (16) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は電話、FAX、及び電子媒体により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
- (17) 「確認」とは、契約図書に示された事項について、臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
- (18) 「立ち会い」とは、契約図書に示された項目において、監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
- (19) 「段階確認」とは、設計図書に示された施工段階において、監督職員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」は契約約款を示し、「仕」は各工事の仕様書を示す。

項目	業務内容	関連図書及び条項
1. 契約の履行の確保		
(1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、及び下記の項目について把握する。 ①配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置 ②施工体制台帳および施工体系図の整備 ③その他契約の履行上必要な事項	契第11条 共仕 共仕
(2) 施工計画書の受理	受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。	共仕

<p>(3) 契約書及び設計図書に基づく指示 承諾、協議、受理等</p>	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契第 10 条 共仕</p>
<p>(4) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>①契約約款第 19 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ、酒田市契約規則(平成 17 年規則第 58 号)第 2 条の規定による事務担当職員(以下「契約担当者」という。)へ報告する。なお、コンサルタント等に設計を委託した場合は、必要に応じて設計者の立会いを求めることができる。</p> <p>②前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契第 19 条 共仕</p> <p>契第 19 条</p>
<p>(5) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契第 19 条 共仕</p>
<p>(6) 関連工事との調整</p>	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し受注者に対し指示を行う。</p>	<p>契第 2 条</p>
<p>(7) 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>受注者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契第 12 条 共仕</p>

<p>(8) 工期変更協議の対象通知</p>	<p>契約約款第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 5 項、第 20 条、第 21 条第 3 項、第 22 条及び第 45 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>共仕</p>
<p>(9) 工事発注者等への報告</p>		
<p>1) 工事中止及び工期の延長の検討及び報告</p>	<p>①工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者へ報告する。 ②受注者から工期延長の申し出が合った場合はその理由を検討し契約担当者へ報告する。</p>	<p>契第 21 条 契第 16 条 契第 18～22 条 契第 45 条</p>
<p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p>	<p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契第 29 条</p>
<p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p>	<p>①天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当者へ報告する。 ②損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者へ報告する。</p>	<p>契第 31 条 共仕 契第 31 条</p>
<p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p>	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと</p>	<p>契第 30 条</p>

	認められる場合は、契約担当者へ報告する。	
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合は、品質及び出来形の確認を行い契約担当者へ報告する。	契第 35 条 共仕
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当者へ報告する。	契第 36 条
7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当者へ報告する。	契第 39 条
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が、工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者への措置請求を行う。	契第 13 条
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	①契約約款第 48 条第 1 項及び第 49 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は契約担当者に対して措置請求を行う。 ②受注者から契約の解除の通知を受けたときは契約解除要件を確認し、契約担当者へ報告する。 ③契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当者等へ報告する。	契第 48 条 契第 49 条 契第 50 条 契第 51 条
2. 施工状況の確認等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う	

<p>(1) 事前調査等</p>	<p>①工事基準点の指示 ②既設構造物の確認 ③支給（貸与）品の確認 ④事業損失防止家屋調査の立ち会い ⑤受注者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥工事区域用地の把握 ⑦その他必要な事項</p>	<p>共仕 共仕 共仕 契第 17 条 共仕</p>
<p>(2) 指定材料の確認</p>	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立ち会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立ち会い、又は確認を行う。</p>	<p>契第 14 条～第 15 条 共仕</p>
<p>(3) 工事施工の立ち会い</p>	<p>設計図書において、監督職員の立ち会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立ち会いを行う。</p>	<p>契第 15 条</p>
<p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p>	<p>設計図書に示された施工段階において、別表 1 の一般監督に基づき、臨場等により確認を行う。 ただし、主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事、低入札価格調査制度の調査基準価格を下回った工事、その他これに類する工事については、別表 1 の重点監督に基づき、確認の頻度を増やして監督を行う。</p>	<p>共仕</p>
<p>(5) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、</p>	<p>共仕</p>

<p>握</p>	<p>適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	
<p>(6) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>①工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>②契約約款第 14 条第 2 項若しくは第 15 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契第 10 条 契第 18 条</p>
<p>(7) 支給材料及び貸与品の確認、引き渡し</p>	<p>①設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>②前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者の指示をうけ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契第 16 条 契第 16 条</p>
<p>3. 円滑な施工の確保</p> <p>(1) 地元対応</p> <p>(2) 関係機関と協</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p> <p>工事に関して、関係機関との協議・調整等</p>	

議・調整	における必要な措置を行う。	
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	契第 28 条
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生したときは、速やかに状況を調査し、定められた報告網及び書式等により、事故担当各課を経由し契約担当者に報告する。	共仕
(4) 工事成績の評定	監督職員は、工事が完成したときに「酒田市建設工事成績評定要領（平成 30 年告示第 172 号）」に基づき評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会い	原則として、監督職員は、工事の完成、一部完成、出来形、中間の各段階における工事検査の立会いを行う。	共仕

附 則

この基準は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

段階確認一覧

一般：一般監督

重点：重点監督

種 別	細 別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回／1工事
河川土工（掘削工） 海岸土工（掘削工） 砂防土工（掘削工） 道路土工（掘削工） 溪間土工（掘削工） 山腹土工（掘削工）		土（岩）質の変化した時	土（岩）質の変化位置	1回／土（岩）質の変化毎
道路土工 （路床盛土工）		ブルドーリング実施時	ブルドーリング実施状況	1回／1工事
舗装工 （路盤工）		路盤工完了時 ブルドーリング実施時	基準高、幅、長さ、横断勾配、延長、支持力、締め固め密度 ブルドーリング実施状況	1箇所以上／1工事 1回／1工事
表層安定処理工	表層混合処理路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1工事 重点：1回／100m

	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回／1 工事 重点：1回／100 m
	サト ^ド マット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回／1 工事 重点：1回／100 m
バーチカルドレーン工	サト ^ド ドレーン 袋詰め式サト ^ド ドレーン ペ ^ー パ ^ー ドレーン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200 本 重点：1回／100 本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回／200 本 重点：1回／100 本
締固め改良工	サト ^ド コンパ ^ク クションパ ^イ ル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回／200 本 重点：1回／100 本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回／200 本 重点：1回／100 本
固結工	粉体噴射攪拌 射攪拌セメントミルク攪拌 生石灰パ ^イ ル	施工時	使用材料、深度	一般：1回／200 本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	重点：1回／100 本 一般：1回／200 本

				重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+一般：1回/150枚
		打込完了時	基準高、変位	重点：1回/100枚
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+一般：1回/75本
		打込完了時	基準高、変位	重点：1回/50本
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+一般：1回/10本
		打込完了時 (打込杭)	基準高、偏心量	重点：1回/5本
		掘削完了時 (中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時 (中掘杭)	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
場所打杭工	リバース杭 ホルケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭+一般：1回/10本

				重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	一般：30%程度／1構造物 重点：60%程度／1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組み立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、杭	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1構造物
		本体設置前 (オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		

		土(岩)質の変化した時	土(岩)質変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組み立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+一般：1回/10本 重点：1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	同上
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回/10本 重点：1回/5本
置換工 (重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
砂防ダム治山ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工 (覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工事
重要構造物函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工(橋台)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床掘掘削完了時	支持地盤(直接基礎)	1回/1構造物

RC 躯体工(橋脚) 橋脚 フーチング工 RC 擁壁 砂防ダム治山ダム堰 本体工 排水機場本体工水 門工共同溝本体工	鉄筋組み立て 完了時	使用材料、設計 図書との対比	一般：30%程度／ 1 構造物 重点：60%程度／ 1 構造物
	埋戻し前	設計図書との対 比（不可視部分 の出来 形)	1 回／ 1 構造物
躯体工 RC 躯体工	杓座の位置決 定時	杓座の位置	1 回／ 1 構造物
床版工	鉄筋組み立て 完了時	使用材料、設計 図書との対比	一般：30%程度／ 1 構造物 重点：60%程度／ 1 構造物
鋼橋	仮組立完了時	キャンパー、寸法等	1 回／ 1 構造物
ポストテンション T(I)桁製作工プレキャスト トブロック桁組立工プレビ ーム 桁製作工 PC ホロスラブ 製作工 PC 版桁 製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁 製作工 PC 押出し箱桁製作工	プレストレス導入完 了時 横締め作業完 了時	設計図書との対 比	一般： 5%程度／ 総ケーブル数 重点：10%程度／ 総ケーブル数
	プレストレス導入完 了時縦締め作 業完了時	設計図書との対 比	一般：10%程度／ 総ケーブル 数 重点：20%程度／ 総ケーブル 数
	PC 鋼線・鉄筋 組み立て完了 時(工場製作を 除く)	使用材料、設計 図書との対比	一般：30%程度／ 1 構造物 重点：60%程度／ 1 構造物

トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時(支保工変更毎)	吹き付けコンクリート厚、ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		施工時(構造の変化時)	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
トンネルインバート工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎
区画整理工	整地工	施工時	表土扱い厚基盤整地	一般：1回/1工事
暗渠排水工	吸水渠	施工時	敷設深さ	一般：1回/1工事
ため池堤体盛土工	切土状況	施工時	切土面の地耐力、湧水状況、寸法の確認	一般：工事の完了の都度

	試験盛土	施工前	転圧回数と機種 の選定	一般：1回／土質 毎
	盛土材	施工前	土質の確認	一般：1回／土質 毎
	盛土	施工時	仕上がり厚さ、 幅、締め固め状 況等	一般：3回／工程 毎
		施工完了時	仕上がり厚さ、 幅締め固め状況 等、	一般：3回／工程 毎
ダム工	各工事ごと別途定め る	各工事ごと別 途定める		

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容及び施工状況等を勘案の上設定することとする。なお、「1ロット」とは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

- ・重点監督工事：主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響が大きい工事等をいう。
- ・一般監督工事：重点監督工事以外の工事をいう。